

90

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人が平成22年 月 日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成22年11月16日付けH22青保護第1019号で審査請求人に対してした生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成22年11月16日付けH22青保護第1019号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 今回の総額 という過払いは、仙台市青葉福祉事務所保護課の確認ミスで、請求人には何の落ち度もない。
- (2) 平成 年 月 になった時点で、 や請求人に確認するべきところ、担当のケースワーカーが平成 年 月までに5人も代わっているにもかかわらず、誰一人として確認をしていないことは、青葉区役所職員として職務の怠慢であると言わざるを得ない。
- (3) 平成 年 月 日に、担当のケースワーカーの さんと保護課の相原係長と改めて過払いミスがあったことを文書と口頭で説明を受け、2人も保護課の一方的な過失であるということを確認していた。今まで、確認を怠ってきたケースワーカー達の処分に関して問うと「特にありません」との回答であった。一般的な会社組織だと、同様な過払いのミスをしてしまった場合、その担当者が責任を持って処理を行い、それ相当のペナルティを受けるのが常識である。しかし、保護課の考え方では、人間なのでミスをするのは当然であり、その矛先は弱者である受給者に向けられている。
- (4) これまで生活扶助額の内訳を担当ケースワーカーに尋ねてきたが、誰も教えてくれなかったことで、 によって が違うことを、今回の過払いミスの件で初めて知った。もし、生活扶助費の内訳を知っていれば、このようなミスは避けられたと思う。
- (5) 請求人は のため、 ができない。 、買い物などはタクシーを使用しているが、その費用が生活費を圧迫し、食事、光熱費等を最低限切り詰めて、何とか生活している。しかし、平成 年 月からは が減額される上、 を返還していくことは、到底無理なことであり、生活をさらに圧迫し、しいては生死にも関わることである。
- (6) 今まで、担当のケースワーカーからどんなに生活が困っても、ローンを組んだり、借金をすることは絶対に認めないと言われてきたが、今回、このような単純なミスから という借金を負わされてしまったことになる。
- (7) 担当の さんに、もし、逆の立場だったら納得できるかとの質問をしたところ、納得できな

いとの返答があった。担当者も納得できないことを受給者には納得させるのが行政なのか。区役所は区民のためにあるのではないのか。県民、市民、区民が納得できる正当な判断をお願いしたい。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成 年 月 日に仙台市青葉福祉事務所に来庁し、保護について相談したと。その時、 であることを報告したこと。また、 月 日に を行ったこと。
- (2) 処分庁は、平成 年 月 日に訪問調査を行い、「生活保護のしおり」により、生活保護制度の権利・義務等について請求人に説明したこと。
- (3) 請求人は、平成 年 月 日に、 を受けた旨の届出書を提出したこと。
- (4) 処分庁は、前記(3)の届出に基づき平成 年 月 日付けで を認定したことを、請求人に対し平成 年 月 日付けで通知したこと。
- (5) 処分庁は、平成 年 月 日に請求人宅を訪問した際に、請求人から について申請中であること、また、 の更新について、遅れたが申請中であるとの申出があったので、 場合には、速やかに届出を行うよう指導したこと。
- (6) 請求人は、平成 年 月 日に、 された旨の届出書を提出したこと。
- (7) 請求人は、平成 年 月 日に、 の写しを提出したこと。
- (8) 処分庁は、平成 年 月 日付けで を認定したことを、請求人に対し平成 年 月 日付けで通知したこと。
- (9) 請求人の が、平成 年 月 日に来所し、 収入申告を行い、 の写しを提出したこと。
- (10) 請求人は、平成 年 月 日付けで収入に変動はない旨の収入申告書を提出したこと。
- (11) 請求人は、平成 年 月 日付けで収入申告書及び の写しを提出したこと。
- (12) 請求人は、平成 年 月 日付けで収入申告書及び の写しを提出したこと。
- (13) 処分庁は、請求人の の有効期限が平成 年 月 日までであったものの、請求人から更新等に関する届出がないことから、平成 年 月 日に仙台市青葉区保健福祉センター に確認を行ったところ、 において、請求人について平成 年 月 日から とする決定（以下「 」という。）をし、その旨記載した していたことを確認したこと。
- (14) 処分庁は、前記(13)の確認に基づき、平成 年 月 日付けで 及び を行い、その旨を、 年 月 日付けで通知したこと。
- (15) 処分庁は、平成 年 月 以前の請求人に対する過払い額の取扱いについて決定するため、平成 年 月 日にケース診断会議を行ったが、その記録票には、①「保護開始時に主に対して、生活保護受給者の届け出義務について「生活保護のしおり」を用いて説明しているものの、当時の「生活保護のしおり」には の取得・変更時の届け出義務についての記載が無く、 の取得・変更時の届け出義務について説明したことが確認できない」、②「行政側として、他法他施策の状況について十分注意を払っていれば、 の終期管理をできた

ことを考えれば、・・・(略)」, ③ [] の期限終了時に主に対し [] の更新手続きや当所への届け出を指導した形跡がないこと, []

[] ④「主に費用返還の理由をよく説明し、分割納付等で主に配慮すること」との記載があること。

(16) 前記(15)のケース診断会議の結果、平成 [] 年 [] 月から平成 [] 年 [] 月までの過払い（以下「本件過払い」という。）の額金 [] に対して、法第63条の規定により費用返還させることに決定したこと。

(17) 処分庁は、平成22年11月16日付けで請求人に対して本件処分通知したこと。

2. 判断

(1) 法第63条には、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されている。また、「改訂増補 生活保護法の解釈と運用 厚生省社会局保護課長 小山進次郎著（以下「解釈と運用」という。）」によれば、同条に規定する「急迫の場合等」の「等」には、「保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて不当に高額の決定をした場合」が含まれるとされている。

また、「生活保護手帳別冊問答集2010（以下「問答集」という。）」問13-1「不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」には、法第63条の規定により返還を求めることが妥当な場合として、「受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき」と記載されている。

(3) 本件においては、処分庁が、請求人の [] について平成 [] 年 [] 月から [] と認定すべきところを引き続き [] と認定し、 [] 月から平成 [] 年 [] 月まで [] について誤って不当に高額の決定をしたものであるから、前記(1)を踏まえれば、法第63条に規定する「急迫の場合等」に該当するといえることができる。

(4) また、請求人は、本件過払いについて、処分庁の確認ミスが原因で請求人には何の落ち度もなかった旨主張するが、仮に、 [] の変更について、処分庁が法第25条第2項に基づく調査をすべきであり、請求人が処分庁に届出をしなかったことにやむを得ない理由があったとしても、前記(1)のとおり法第63条に規定する「急迫の場合等」の「等」には、「保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて不当に高額の決定をした場合」が含まれると解されていること及び前記(2)を踏まえれば、それらの事情があることをもって直ちに本件処分が違法又は不当であると認めることはできない。

(5) しかしながら、「解釈と運用」によれば、法第63条に規定する「保護の実施機関の定める額」の解釈として、「全額を返還させることが不可能、或いは不相当である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたものである」とあり、また、問答集問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」によれば、「原則として、最低生活に充当できる資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされ、「次の範囲」の「エ」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされている。

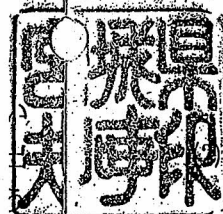
(6) また、平成18年12月21日大阪高等裁判所判決では、法第63条に規定する返還させる金

役
た

び
こ
申
獲
届

れ
こ
長
金

。。
。。
。。
届
申
バ
こ
り
バ
子
こ



額についての保護の実施機関の裁量については、「全くの自由裁量というべきでなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものかどうか、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度であるかどうか、同条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについては、保護実施機関の判断に合理性がなく、その判断について、裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には違法というべき」と判示されている。

- (7) これらを踏まえると、本件においては、本件処分に係る費用返還決定金額は、平成■■年■月から平成■■年■月までの過払い額全額としていることが認められるが、当審査庁の調査によれば、処分庁においては、その額の決定に当たり、本件過払いに係る給付金がどのような用途に充てられたのか、全額返還により請求人の自立を著しく阻害するか等について調査及び検討が行われていないことが認められる。

したがって、これらの調査及び検討を行わずに、本件過払いに係る給付金の全額を返還額とした本件処分は、その判断に合理性があるとは認められず、不当な処分であるといわざるを得ない。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は不当な処分であり、請求人の主張には理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年11月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

